

## 長野工業高等専門学校情報セキュリティ推進委員会規則

制 定 平成22年9月16日

最終改正 令和7年12月9日

### (趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第17条第2項及び本校サイバーセキュリティ管理規則第6条第6項の規定に基づき、情報セキュリティ推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

### (業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- 一 情報セキュリティに関する専門的及び技術的問題に関するすること。
- 二 情報セキュリティインシデント発生時の対応に関すること。
- 三 情報セキュリティ責任者、副責任者、管理者への専門的及び技術的立場からの助言及び支援に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 情報セキュリティ推進責任者
- 二 各系及びリベラルアーツ教育院教員 各1名
- 三 事務情報室から推薦された者 2名
- 四 技術支援部から推薦された者 1名
- 五 その他情報セキュリティ推進責任者が必要と認めた者

### (任期)

第4条 前条第1項第二号から第四号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第五号の委員の任期は、情報セキュリティ推進責任者が定めた期間とする。なお、再任は妨げない。

### (委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、情報セキュリティ推進責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

### (委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、第3条に規定する委員以外の者を委

員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、情報教育センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は平成22年9月16日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、第3条第三号から第五号の委員の任期については平成23年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
(ネットワーク管理室長廃止関係(第3条, 第4条))

附 則(令和4年7月4日 一部改正)

この規則は、令和4年7月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和4年11月24日 一部改正)

この規則は、令和4年11月24日から施行する。

附 則(令和7年12月9日 一部改正)

この規則は、令和7年12月9日から施行する。